

教員候補者選考試験に関するよくある質問

令和4年度実施試験に関するよくある質問について掲載します。不明な点は試験実施要項で確認するか、学校人事課まで問い合わせてください。

令和4年3月18日現在

1 受験資格に関すること

Q. 受験に必要な資格などがありますか。

- A. 次の要件をすべて満たしている方ならどなたでも受験することができます。
- 1 受験する翌年の4月1日現在の年齢が45歳以下であること。(下記①～③は除く)
 - ① 特例対象者で志願する者
 - ② 特定の資格を有する者を対象とした特別選考(高等学校教諭等「水産(海技士)」)で志願する者
 - ③ 沖縄県正規任用教諭経験者を対象とした特別選考で志願する者

※ ①は、昭和50年4月2日以降に出生した者(受験する翌年の4月1日現在の年齢が47歳以下であること。)

※ ②・③は、昭和38年4月2日以降に出生した者(受験する翌年の4月1日現在の年齢が59歳以下であること。)
 - 2 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の規程に該当しないこと。
 - 3 活字印刷又は点字により出題される試験に対応できる者
 - 4 受験を希望する教科等の有効な教員普通免許状を取得している、又は翌年3月末までに取得する見込みがあること。特別支援学校教諭等の場合、それに加えて特別支援学校教諭免許状を取得しているか、採用後5年以内に取得する意思があること。

Q. 令和4年度実施教員候補者選考試験について、受験資格や試験免除の特例はありますか。

- A. 下記の「特例対象者」に対して特例があります。

- 特例対象者(次の特例に該当する者で、令和3年の提出期日までに特例希望届を提出した者) -----
- 令和3年度実施の本選考試験において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、やむを得ず受験できなかった者を特例対象者とする。
- ① 受験年齢制限上限の受験者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、やむを得ず第1次試験を受験できなかった者に対して、特例で令和4年度実施沖縄県教員候補者選考試験における第1次試験の受験を認める。
 - ② 第1次試験を合格した受験者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、やむを得ず第2次試験を受験できなかった者に対して、特例で令和4年度実施沖縄県教員候補者選考試験における第1次試験を免除し、第2次試験の受験を認める。

Q. 年齢制限はありますか。

- A. 受験する翌年4月1日時点の年齢が45歳以下の方が受験できます。(下記①～③は除く)
- ① 特例対象者で志願する者
 - ② 特定の資格を有する者を対象とした特別選考(高等学校教諭等「水産(海技士)」)で志願する者
 - ③ 沖縄県正規任用教諭経験者を対象とした特別選考で志願する者
- ※ ①は、昭和50年4月2日以降に出生した者(受験する翌年の4月1日現在の年齢が47歳以下であること。)
- ※ ②・③は、昭和38年4月2日以降に出生した者(受験する翌年の4月1日現在の年齢が59歳以下であること。)

Q. 大学を卒業していないと受験できないのですか。

A. 学歴による制限はなく、受験資格を満たしていれば、どなたでも受験することができます。ただし、特定の資格を有する者を対象とした特別選考（高等学校教諭等「水産（海技士）」）の受験資格については、短期大学卒業相当以上の学歴が必要です。※詳細は実施要項を確認してください。

Q. 沖縄県に住んでいないと受験できないのですか。

A. 居住地や出身地による受験制限はありません。

Q. 日本国籍がないと受験できないのですか。

A. 日本国籍を有しない方でも受験資格を満たしていれば、どなたでも受験することができます。日本国籍を有しない者を採用する場合には、任用の期限を付さない常勤講師とします。

Q. 特別支援学校小学部を受験するためには、小学校教諭免許状の他に特別支援学校教諭免許状が必要ですか。

A. 特別支援学校小学部教諭等を受験するためには、小学校教諭免許状があれば、特別支援学校教諭免許状を有していなくても受験可能です。ただし、特別支援学校教諭免許状を有していない場合、採用後5年以内に特別支援学校教諭免許状を取得していただくことになります。特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）も同様です。

Q. 「特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）」を受験するためには、中学校と高等学校の両方の免許状が必要ですか。

A. 「特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）」の各教科等は、中学校、高等学校のいずれかの教員普通免許状があれば受験することができます。なお、特別支援学校教諭免許状を有していない場合は、採用後5年以内に特別支援学校教諭免許状を取得していただくことになります。

Q. 高等学校商船の免許状で、高等学校の水産を受験することはできますか。

A. 受験することができます。

Q. 小学校の助教諭免許状で、小学校を受験することはできますか。

A. 受験することはできません。対象となる校種・教科等の普通免許状が必要です。

Q. 高等学校教員資格認定試験の合格により授与された普通免許状で、受験することはできますか。
例) 建築の免許で、高等学校の工業（建築）の受験

A. 受験することはできません。高等学校教員資格認定試験の合格により授与された普通免許状では、教科の領域の一部しか教授できないためです。

Q. 保健の免許状で、保健体育を受験することはできますか。

A. 受験することはできません。保健体育の受験には、保健体育の普通免許状が必要です。

2 試験日程・内容に関すること

Q. 試験の日程はどのようになっていますか。

A. 今年度は、次のような日程で実施する予定です。詳細は実施要項で確認してください。

願書作成 ※ 原則として電子申請の方法 で作成してください。	電子申請の入力期間 令和4年4月1日(金)0時～4月25日(月)15時59分 特例対象者申請の請求 令和4年4月1日(金)以降受付開始、順次返送
願書受付期間	令和4年4月1日(金)～4月25日(月) ※当日消印有効・郵送のみ
第1次試験	令和4年7月10日(日)
第1次試験合格発表	令和4年8月中旬
第2次試験	令和4年9月3日(土)～9月4日(日)のうち指定された日
最終合格発表	令和4年10月下旬

※ 新型コロナウイルス感染症等による不測の事態により、やむを得ず、日程変更等がある場合は、沖縄県教育委員会のWebサイトにてお知らせします。

Q. 沖縄県外での試験会場はありますか。

A. 第1次から第2次までいずれの試験も沖縄県那覇市近郊の県立高等学校等で実施しています。県外会場や県内離島等の試験会場はありません。

Q. どのような試験が課されるのですか。

A. 次の内容で選考試験を実施します。なお、試験内容等は変更となることがありますので、随時、沖縄県教育委員会Webサイトを確認してください。

●第1次試験

筆記試験（専門試験並びに一般教養及び教職教養試験）	教員としての基礎的な教養及び実地の指導に当たっての専門的な知識を確認するため、マークシート方式の試験を実施します。
---------------------------	---

●第2次試験

個人面接（模擬授業等含む。）	実践的な指導力についての試験として事前に提示した課題に基づく模擬授業と、主として人物についての試験として個別面接を行います。
筆記試験	中学校・高等学校「英語」では与えられたテーマについての英作文試験を実施します。特別支援学校では特別支援教育に関する内容についての筆記試験（マークシート方式）を実施します。
実技試験	中学校・高等学校「家庭」、中学校・高等学校・特別支援学校「美術」では、それぞれの教科に関する内容の実技試験を実施します。
「体育」模擬授業	中学校・高等学校・特別支援学校「保健体育」では、実践的な指導力についての試験として、事前に提示した課題に基づき、「体育」模擬授業を実施します。

Q. 第2次試験の個人面接における「模擬授業等含む。」とは、どのような内容ですか。

A. 「模擬授業等含む。」には、模擬授業の部分と教科等に関する質疑応答の部分が含まれます。また、教科によっては、実技を含む内容を課す場合もあります。内容の詳細につきましては、第1次試験合格者に対して通知します。

Q. 保健体育における、「体育」模擬授業とは、実技試験と違う内容ですか。

A. はい。平成31年度まで実施していた実技試験内容と異なり、「体育」に関する模擬授業となります。内容の詳細につきましては、第1次試験合格者に対して通知します。
なお、個人面接（模擬授業等含む。）では、「保健」に関する模擬授業を行います。

Q. 栄養教諭の選考試験はありませんか。

A. 栄養教諭については、既に勤務している学校栄養職員を対象に選考試験を実施しています。学校栄養職員の選考試験は、教員候補者選考試験と同様の日程で実施しています。

Q. 幼稚園教諭の選考試験はありませんか。

A. 沖縄県教育委員会では公立幼稚園教諭を採用していません。公立幼稚園教諭の採用については、各市町村教育委員会に問い合わせてください。

Q. 過去の試験問題は、閲覧できますか。

A. 直近の試験問題（一般教養及び教職教養）、及び第1次試験のすべての正答・配点表を沖縄県教育委員会のWebサイト上で公開しています。

第1次試験で課された筆記試験問題と解答、第2次試験で課された筆記試験問題と解答、第2次試験の模擬授業の事前配布資料は、下記の場所で閲覧することができるほか、実費でコピーすることができます。

- ・沖縄県行政情報センター（沖縄県庁2階 電話：098-866-2139）
- ・宮古行政情報コーナー（沖縄県宮古事務所1階 電話：0980-72-2551）
- ・八重山行政情報コーナー（沖縄県八重山事務所1階 電話：0980-82-3040）

Q. 過去の試験問題について、公文書開示請求をすることができますか。

A. 既に沖縄県行政情報センター、宮古事務所および八重山事務所の行政情報コーナーにて公開している文書ですので、公文書開示請求をすることができません。

沖縄県行政情報センター（行政情報コーナー含む）へ来られない方は、学校人事課までお問い合わせください。

※ 返信用封筒及びメモ書き（希望する校種教科・試験内容・年数等を記入）を学校人事課まで郵送していただくことになります。

3 出願手続・試験制度に関すること

Q. 実施要項は、いつ、どこで手に入りますか。

A. 実施要項は、インターネットを利用して入手してください。

下記の沖縄県教育委員会Webサイトで公開します。

<http://www.pref.okinawa.jp/edu/jinji/saiyo/koritsu/index.html>

※ 特段の事情により、インターネットを利用して入手することができない方は、学校人事課までお問い合わせください。

※ 教育庁学校人事課・各教育事務所等で実施要項の配布は行いません。

Q. 電子申請以外で受験願書をダウンロードすることはできますか。

A. 原則として、電子申請の方法で受験願書を作成してください。電子申請以外の方法で受験願書をダウンロードすることはできません。特段の事情により、電子申請できない方は、学校人事課まで問い合わせてください。なお、特例対象者は、出願に必要な書類の請求を学校人事課に郵送で行ってください。

Q. 特例対象者も電子申請できますか。

A. できません。特例対象者は、実施要項に記載のとおり出願に必要な書類の請求を学校人事課に郵送で行ってください。送付する封筒の表には、宛先のほかに「特例対象者教員試験願書請求」と朱書きしてください。

また、特例対象者は、第1次試験の一部免除・加点を申請する場合もこの方法で行います。

Q. 受験願書の提出方法は、郵送のみでしょうか。

- A. はい。郵送のみとなります。本年度の受付期間は次のとおりです。
令和4年4月1日(金)～4月25日(月) 当日消印有効
※ 特定記録又は簡易書留で送付し、最終日に郵送する場合は、速達扱いとしてください。
※ 受付期間に余裕をもって提出してください。

Q. 願書の欄の数より多くの教員免許状や公的資格を持っている場合、どのように記入するか。

- A. 受験校種・教科等や加点等に関連する重要なものから順番に欄の数だけ記入してください。

Q. 出願後、受験票や合格通知の送付先が変更になった場合はどうしたらいいですか。

- A. 引っ越しによる場合は、郵便局にて転送サービスを利用し、新住所に転送されるようにして下さい。それ以外の理由でどうしても送付先の変更が必要な場合は、電話で学校人事課に連絡した上で、沖縄県教育委員会Webサイトの「お問い合わせフォーム」から新住所等を入力し申請してください。

Q. 電子申請で作成した書類の入力内容を修正したいのですが、どうしたらいいですか。

- A. 修正については、原則、手書きで行わず電子申請を一からやり直して下さい。電子申請をやり直すと新たな整理番号(12ケタ数字)が表示されますので、最新の番号を受験願書1枚目の整理番号欄に記入してください。

4 特別選考、第1次試験における一部試験免除・加点など制度全般に関することについて

Q. 特別選考や第1次試験における一部試験免除・加点などの制度はありますか。

- A. 次の制度があります。
- 特別選考
 - ・障がいのある者を対象とした特別選考
 - ・スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考
 - ・特定の資格を有する者を対象とした特別選考(高等学校教諭等「水産(海技士)」)
 - ・沖縄県正規任用教諭経験者を対象とした特別選考
 - ・他都道府県現職正規任用教諭を対象とした特別選考
 - 第1次試験の一部試験免除
 - ・沖縄県臨任等の経験を有する者を対象にした一部試験免除
 - 第1次試験への加点(特定の資格・経験等を有する者)
 - ・特別支援学校免許状等
 - ・国際貢献活動
 - ・海技士(高等学校「水産」)
 - ・英語に関する資格(小学校、特別支援学校小学部、中学校「英語」、高等学校「英語」)
 - ・司書教諭に関する資格

Q. 特別選考の制度はどのようなものですか。

A. 令和4年度実施選考試験では、一般選考のほか、次のような特別選考を行います。詳細は実施要項で確認してください。

●**障がいのある者を対象とした特別選考**

指定する手帳等の交付を受けている方を対象に特別選考を行います。

●**スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考**

中学校教諭等又は高等学校教諭等「保健体育」「音楽」「美術」の受験者のうち、スポーツ分野の国際的な大会で優秀な成績を収めた方、芸術分野で国際的なコンクール・展覧会で活躍した方を対象に、第1次試験を免除し、特別選考を行います。

●**特定の資格を有する者を対象とした特別選考（高等学校教諭等「水産（海技士）」**

高等学校普通免許状所有の有無にかかわらず、海技士の資格とその資格に基づく3年以上の実務経験を有する方を対象に特別選考を行います。

●**沖縄県正規任用教諭経験者を対象とした特別選考**

小学校教諭等を受験する方で、沖縄県の公立小学校の正規任用教諭として通算3年以上（休職、育児休業等の期間は含まない。）の勤務経験を有し、平成24年3月31日以降に介護・育児・配偶者の転勤等を理由に退職した方を対象に特別選考を行います。

●**他都道府県現職正規任用教諭を対象とした特別選考**

小学校教諭等を受験する方で、沖縄県以外の都道府県または政令指定都市の公立小学校に勤務しており、令和5年3月31日時点で通算5年以上（休職、育児休業等の期間は含まない）の勤務経験を有する現職の正規任用教諭の方を対象に特別選考を行います。

Q. 第1次試験の一部免除制度とはどのようなものですか。

A. 令和4年度実施選考試験では、「沖縄県臨任等の経験を有する者を対象にした一部試験免除」として、沖縄県の国公立学校で一定の臨時的任用教諭等経験がある方を対象に第1次試験のうち一般教養及び教職教養試験を免除し専門試験を課します。詳細は実施要項で確認してください。

Q. 第1次試験の加点制度とはどのようなものですか。

A. 令和4年度実施選考試験では、次の方を対象に第1次試験の専門試験の得点に加点を行います。

●**特別支援学校免許状等**

・本年3月末日までに授与された特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状含む）を所有している。

●**国際貢献活動**

・青年海外協力隊等のボランティアとして、海外に2年以上派遣された経験がある。

●**海技士**

・高等学校教諭等「水産」を受験する方で、三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格又はこれらより上級の資格を有しており、資格を取得してから1年以上の乗船経験を有している。内燃機関三級海技士（機関）を含む。

●**英語に関する資格**

・小学校、特別支援学校小学部、中学校「英語」、高等学校「英語」のいずれかを受験する方で、対象となる資格を有している。ただし、中学校「英語」または高等学校「英語」については、出願の2年前の4月1日以降に受験し、取得したものに限り。

●**司書教諭に関する資格**

・司書教諭に関する資格を有している。

5 第1次試験の一部試験免除に関すること

Q. 免除される試験はどのようなものですか。

- A. 第1次試験では、専門試験並びに一般教養及び教職教養試験の筆記試験を実施しますが、一部試験免除制度ではこのうち一般教養及び教職教養の試験を免除します。
免除された一般教養及び教職教養の得点は、専門試験の得点率と同様として計算されます。

Q. 免除されるための条件はどのようなものですか。

- A. 次の2つに当てはまる必要があります。
- 1 沖縄県に所在する国公立学校における臨時的任用の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び常勤講師並びに非常勤講師（令和2年度からは会計年度任用職員の非常勤講師をいう。以下同じ）（以下「臨任等」という。）としての勤務経験を、平成27年4月から令和4年3月までの間に通算して60月以上有していること。ただし、非常勤講師の勤務経験は実際の勤務月数の8割として計算する。
 - 2 令和4年4月から出願までの間に、沖縄県の国公立学校での臨任等としての勤務経験がある、又は令和4年4月から沖縄県の公立学校での臨任等としての勤務を希望し、令和4年3月末日までに学校人事課又はいずれかの教育事務所にその旨の登録を行っていること。
ただし、令和4年4月以降の臨任等の任用を断ったり、その連絡に応じない等の場合は、原則として免除の対象としません。

Q. 免除の対象となる国公立学校とはどのようなものですか。

- A. 対象となるのは、次の両方を満たす学校です。
- 1 沖縄県立、市町村立又は国立大学法人附属であること。
 - 2 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校であること。
私立の学校や、国公立であっても幼稚園、大学、高等専門学校、職業能力開発校、農業大学校等は含まれません。

Q. 免除の対象となる「臨任等」とは、どのような経験ですか。

- A. 対象となる国公立学校で、次のような職に就いている場合に該当します。
- 1 教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭又は講師として勤務している。
 - 2 非常勤講師として勤務している。この場合、勤務月数は実際の8割として計算します。
沖縄県教育委員会以外（国立大学法人や市町村教育委員会）が任用・雇用している場合、これ以外の職名であっても、同等の職と認められる場合は該当します。
学校事務職員、実習助手、指導員（英語、寄宿舎等）、支援員（学習、生徒指導等）、特別支援ヘルパー、サポーター、補助員、プール監視員等は該当しません。
※ 非常勤講師（令和2年度からは会計年度任用職員の非常勤講師をいう。）

Q. 会計年度任用職員で一部試験免除制度の対象となる職はありますか。

- A. 会計年度任用職員のうち、非常勤講師が一部試験免除制度の対象となる職になります。

Q. 受験する校種・教科等と異なる校種・教科等での臨任等の経験は、対象になりますか。

A. 臨任等の経験に当てはまれば、受験する校種・教科等を問わず対象になります。

Q. 他の都道府県での臨時的任用や正規任用の教員経験は対象になりますか。

A. 対象になりません。

Q. 私立学校での経験は対象になりますか。

A. 対象になりません。

Q. 非常勤講師かそうでないかはどのように判断しますか。

A. 沖縄県教育委員会が任用する場合、職名が「非常勤講師」である、又は時給で給与が支払われている場合は「非常勤講師」に該当します。沖縄県教育委員会以外が任用・雇用している場合、いわゆる正規の教員と比べて勤務時間が少ない場合は「非常勤職員」に該当します。

※ 非常勤講師（令和2年度からは会計年度任用職員の非常勤講師をいう。）

Q. 支援員等が臨任等経験に該当しないのはなぜですか。

A. 沖縄県では、求める教員像として「実践的指導力のある教員」を挙げています。そのため、単独で学習指導要領に定められた教科の授業を担当していない支援員等は、臨任等経験と区別して考えています。

Q. 対象となる勤務経験を直近の7年間に限定したのはなぜですか。

A. 教育現場の状況は常に変化しており、あまりに過去の経験を対象にすることは現実的ではないと考えられることから、直近の7年間に限定しています。

Q. 4月から12月まで任用され、8月に勤務していない場合、8月は経験としてカウントしますか。

A. 任用通知書等の期間に8月が含まれていれば、8月もカウントします。

Q. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校休校等で、非常勤講師としての任用期間に、出勤できなかった場合、その期間は、第1次試験の一部試験免除対象の勤務月数に入りますか。

A. 勤務月数に入ります。勤務月数については、辞令等に記載されている任用期間でカウントします。（非常勤講師の勤務経験は実際の勤務月数の8割として計算）

Q. 免除を受ける資格に該当すれば、全員が第1次試験の一部試験免除の対象となるのですか。

A. 資格を満たし必要な書類を提出した者のうち、「免除可」の通知（受験票）があった者は、第1次試験の一部試験免除の対象となります。

Q. 第1次試験の一部試験免除を希望する場合に必要な書類はなんですか。

A. 第1次試験の一部試験免除を希望する場合、一般選考の出願書類に加えて、次の書類を提出する必要があります。

ア 「一部試験免除・加点申請票(様式4)」

イ 「臨任等経験確認表(様式5-1)」

ウ 沖縄県教育委員会以外（沖縄県の市町村教育委員会又は国立大学法人附属学校）の臨任等として60月以上の勤務経験があることを示す辞令・任用通知書・雇用契約書等の写し

※ 沖縄県教育委員会が任用する臨任等の勤務した期間の辞令等の写しについては、提出不要
エ（該当者のみ）婚姻等により臨任等として勤務していた当時の氏名と現在の氏名が異なる場合、氏名の変更が分かる戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を添付すること。

Q. 沖縄県の市町村教育委員会または国立大学法人附属学校における臨任等に係る辞令・任用通知書・雇用契約書等の写しを紛失してしまった場合、どうすればいいですか。

A. 在職証明書(様式5-2)を提出してください。発行依頼先は、臨任等として勤務していた沖縄県の市町村教育委員会または国立大学法人附属学校となります。沖縄県教育委員会Webサイトから様式5-2を印刷してください。

Q. 辞令・任用通知書・雇用契約書等の写しは、両面コピーで提出してもいいですか。

A. 書類の処理の都合上、片面コピーで提出してください。

Q. 対象期間外となる平成27年3月以前の辞令等の写しは、提出する必要がありますか。

A. 平成27年3月以前のものは、提出不要です。

Q. 第1次試験の一部試験免除制度は次年度以降も継続しますか。

A. 今後、検討していく予定です。

6 第1次試験の加点に関すること

Q. 特別支援学校免許状等による加点で、対象となる免許状はどのようなものですか。

A. 本年3月末日までに授与された特別支援学校教諭免許状、盲学校教諭免許状、ろう学校教諭免許状、養護学校教諭免許状が対象になります。専修・一種・二種の別は問いません。
なお、出願時点で取得見込みの方、授与申請中の方などは、対象になりません。

Q. 特別支援学校教諭免許状を複数の領域で所有している場合、加点はどうなりますか。

A. 免許状の領域の種類や数にかかわらず、第1次試験の専門試験の得点に15点を加点します。盲・聾・養護学校教諭免許状の場合も同様です。

Q. 国際貢献活動による加点で、対象となるボランティアとはどのようなものですか。

A. 独立行政法人国際協力機構が実施するボランティアで、海外に派遣されて行うものをいいます。具体的には、次の活動を想定しています。

● 青年海外協力隊	● 日系社会青年ボランティア
● シニア海外ボランティア	● 日系社会シニア・ボランティア

Q. 英語に関する資格による加点について、対象となる資格を複数所有している場合、加点はどうなりますか。

A. 一つの資格のみに対する加点となります。
(例) 小学校または特別支援学校小学部の受験者で、英語に係る免許状を所有しており、かつ、英検準1級の資格を有している場合。
→ 15点の加点となる。
※英語に係る免許状(15点)+英検準1級(15点)=30点にはならない。

7 試験当日に関すること

Q. 試験当日はどのような服装で行けばよいですか。

A. 試験にふさわしいものであれば、特に指定する服装はありません。試験は多くの会場で行われ、試験室によって空調の効き方に差があります。当日は、暑い場合、寒い場合に備えて、調節がしやすい服装で受験してください。試験中に上着を着脱するなどしても構いませんが、試験中にかばんから服を取り出すことはできませんので、上着やストールはあらかじめ着ておくか、いすの背に掛けるなどして準備してください。
※ 試験会場内では、原則、不織布マスクを着用してください。

Q. 第1次試験の際、昼食時間はありますか。

A. 第1次試験は、校種・教科等で指定された午前の部または午後の部のいずれかで終了しますので、昼食時間はありません。専門試験と教養試験の間の休憩時間（30分）に水分や軽食を取るとは可能ですので、必要なら持参してください。また、出たゴミは必ず持ち帰ってください。

Q. 第1次試験当日に持参する物は何ですか。

A. 第1次試験当日に必要な物は次のとおりです。
(ア) すべての受験者 受験票、黒鉛筆（HB又はB）、消しゴム
(イ) 「商業」の受験者 (ア)に加え、そろばん又は電卓
(ウ) 「工業」の受験者 (ア)に加え、電卓（関数機能付きのもの）
上記以外で、試験時間中に机の上に置けるものは、以下のものに限りです。
・シャープペンシル ・鉛筆削り（手動、小型のもの。ナイフ不可）
・眼鏡 ・目薬 ・タオル ・ハンカチ ・ティッシュペーパー ・マスク
・時計（辞書や電卓等の機能があるものや音が出るもの、スマートウォッチ(腕時計型情報端末)は不可。小型のものに限りです。）
※ ウェアラブル端末は、種類に係わらず一切不可となります。

8 合格発表・得点等開示に関すること

Q. 合格発表はどのように行われますか。

A. 合格発表は、要項に記された期日までに、次の2つの方法で同時期に行います。
・沖縄県教育委員会のWebサイトにて、合格者の受験番号を公開する。
・合格者へ合格通知を送付する。

Q. 自分の得点や順位を知ることができますか。

A. 第1次試験では出願時に得点・順位通知を希望し、返信用封筒を提出した方には、得点順位を記した通知を、合格発表後に送付します。
第2次試験については、試験当日に返信用封筒を提出した方に同様に通知します。
※ 「選考の種類」のうち、「(5)沖縄県正規任用教諭経験者を対象とした特別選考」及び「(6)他都道府県現職正規任用教諭を対象とした特別選考」の志願者については、第1次試験及び第2次試験における得点・順位通知を送付しません。

Q. 合格通知を現在住んでいる場所とは別の場所で受け取ることはできますか。

A. できます。受験願書の「⑦合格通知書等送付先」に記載されている住所へ合格通知を送付します。

9 最終合格後から採用に関すること

Q. 最終合格したら、翌年度採用されると考えてよいですか。

- A. 最終合格者は、「教員候補者名簿」に登載されますが、名簿に登載されたことをもって直ちに採用されることにはなりません。名簿登載者の中から、学校の欠員状況等を考慮し、試験実施翌年の4月1日から順次採用を決定します。名簿は登載の日から翌年3月31日まで有効です。
- 次のいずれかに該当する場合は、名簿から削除、又は、採用を取り消されることがあります。
- ① 提出書類等に虚偽又は不正の事実があった場合、又は、後日発覚した場合には、合格発表後であっても合格及び採用を取り消す。
 - ② 教員免許状取得見込みで受験した者で、令和5年4月1日時点で、受験教科等の有効免許状を取得できなかった場合は、合格及び採用を取り消す。
 - ③ 教員免許状の有効期限の更新又は更新講習修了確認の対象者がこれらの手続を完了できなかった場合は、合格及び採用を取り消す場合がある。
 - ④ 心身の故障のため、教員としての職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、合格及び採用を取り消す。
 - ⑤ ④に掲げる者のほか、教員としての適格性を欠くことが明らかとなった場合は、合格及び採用を取り消す。

Q. 採用内示の連絡はいつありますか。

- A. 令和5年4月1日採用予定の方には、令和5年2～3月の間に電話で採用内示の連絡をします。具体的な日付は最終合格通知と同時期にお知らせします。
- ※ 採用内示の連絡がある日は、確実に電話を取れるように待機していただくことになります。

Q. 大学院修士課程の1年次在籍中に合格した場合、どのような取扱いになりますか。

- A. 最終合格者のうち、次の者は、大学院等（大学院又は教職大学院）の修了まで名簿登載を延期することができます。
- (1) 対象となる者
次のいずれかの大学院（ただし、修了までの年限が2年以内のものに限り、通信制のものを除く。）への進学を予定する者又は在学中の者等。
 - ① 教職大学院
 - ② 合格した校種・教科等の専修免許状を取得できる大学院
 - ③ 海外に所在し、修了時に修士号を取得できる大学院
 - (2) 延期のための手続
名簿登載の延期を希望する者は、合格通知に同封する資料を確認の上、所定の期間内に申し出ること。

Q. 採用時の給与はどのように決まりますか。

A. 給与は、沖縄県の条例、規則等に基づき決定されます。就職経験が無い方については、最終学歴によって初任給が決まります。

また、就職経験がある方については、働いていた期間や仕事内容に応じて、基本の初任給の額以上になります。

なお、現在、他の地方公共団体等で教職員や公務員として勤務している方は、条例、規則等の違いにより、現在よりも給与が低くなる場合もあります。

Q. 職員住宅はありますか。

A. 本島北部や離島などでは、県立学校については県の教職員住宅、市町村立学校については市町村の教職員住宅に入居できる場合がありますが、希望者数の状況などにより、必ずしも入居できるわけではありません。採用内示後、赴任先の学校に確認するようにしてください。